



地域情報プラットフォームの今後の展開について

平成24年2月15日

総務省情報流通行政局地方情報化推進室長

西 泉 彰 雄

地域情報プラットフォームとは

地方公共団体における情報システムの課題

- ・特定ベンダーと継続的に随意契約を結ばざるを得ず(囲い込み)、システム関係経費が高止まり。
- ・業務ごとにシステムを調達しており、システム間連携(業務処理の連携、データ共有)が困難であるため、業務が非効率 等

システム全体を効率化したい！
システム同士を連携したい！

地域情報プラットフォームによる解決

- 地域情報プラットフォームとは、様々なシステム間の連携(電子情報のやりとり等)を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール(標準仕様)。
 - (例) 業務システムのデータ項目やインタフェースの標準、データ形式や通信手順の標準等
 - ・ これまでに、単独の地方公共団体内のシステム間連携に必要なルールを策定。
 - ・ 更に、複数の地方公共団体間等におけるシステム間連携に必要なルールを策定中。
- 地方公共団体においては、地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築を行うことで、業務・システムの効率化が実現。
- 「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として策定され、公開。

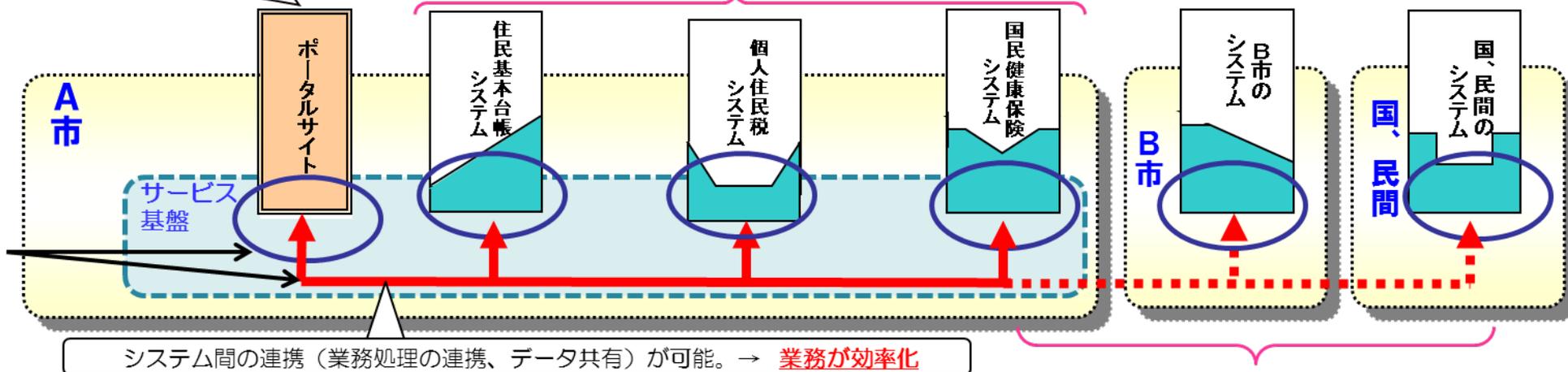
地域情報プラットフォームのイメージと約束事

地域情報プラットフォームのイメージ

ワンストップサービスが可能。(今後、標準仕様を採用した他の地方公共団体等も含めたワンストップ化も可能に。) → **住民の利便性が向上**

複数のベンダーが調達に参入できるようになり、ベンダー間の競争環境が確保。 → **コスト削減**

業務や技術を標準化



システム間の連携(業務処理の連携、データ共有)が可能。 → **業務が効率化**

検討中

地域情報プラットフォームにおける約束事

① 業務ユニット間同士のデータ連携についての「約束事」

- ・市内の各業務ユニットが提供するサービス(業務機能)の範囲
- ・市内の各業務ユニット間同士で連携するデータ項目(含むコード辞書)
- ・同データ項目のうち、オンライン即時で連携する項目に関するインタフェース仕様
- ・自治体間、国と自治体間、および官民間の業務サービス連携仕様(*1)

(*1)今後の予定

② 上記のデータ連携を実現するために必要な技術的な「約束事」

- ・通信、プロトコル等の規約類 (PF通信機能)
- ・データ連携時に用いる統合DBに関するもの (統合DB機能)
- ・ワンストップサービスの実現を始めとした業務プロセスのフロー制御を行うために必要なもの (BPM機能)
- ・複数サイト間(自治体間、国と自治体間、官民間)のサービス連携を実現するために必要なもの (PF共通機能)

(APPLIC資料より)

地域情報プラットフォームの普及促進

地方公共団体の業務のうち、27業務の情報システムについて標準化

標準仕様書で標準化された情報システム(27業務)

住民基本台帳	固定資産税	収滞納管理	後期高齢者医療	乳幼児医療	戸籍	人事給与
印鑑登録	個人住民税	国民健康保険	介護保険	ひとり親医療	住登外管理	文書管理
外国人登録	法人住民税	国民年金	児童手当	健康管理	財務会計	子ども手当
選挙人名簿管理	軽自動車税	障害者福祉	生活保護	就学	庶務事務	

地域情報プラットフォーム標準仕様書

- ・現在の標準仕様書により、地方公共団体内部でのシステム間連携が可能(業務や技術のルールを規定)
- ・地方公共団体と民間等外部とのシステム間連携についての分析手順や、個別の製品が標準仕様準拠していることを確認する手順を規定

標準化

(拡 充)

反映

地域情報プラットフォーム推進事業 (H20~H21)
引越ワンストップサービス、障がい者福祉分野におけるバックオフィス連携と複数団体間の連携基盤等を検討・実証

反映

地域情報プラットフォーム活用推進事業 (H22)
地方公共団体間等における業務システム間連携と業務改革に着目し、業務改革案・システム改革案を検討

反映

自治体クラウド推進事業 (H23)
団体間の円滑なデータ連携を実現をしていくため、連携データ項目や連携インターフェース機能等について検討・実証

製品化の促進

標準仕様準拠製品の拡大

製品化

- ◆ 個別の製品について標準仕様準拠していることを確認
- ◆ (財)全国地域情報化推進協会は、準拠確認された製品を登録(42社401製品(平成24年1月末現在))、準拠確認された製品同士が相互に接続可能であることを確認

超えたワンストップ化が可能に!
システム間連携により、地域・団体を
幅広い情報システムの調達が可能に!

地域情報プラットフォームの普及状況

地方公共団体における地域情報プラットフォームを活用したシステム再構築の促進

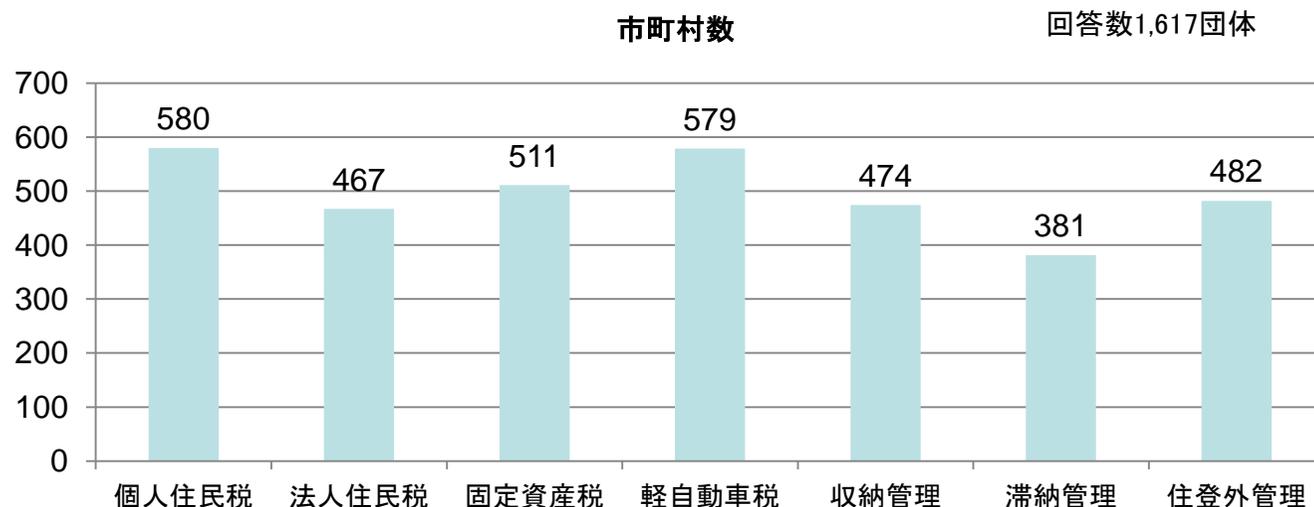
◎「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果(平成22年4月1日現在)」

地域情報プラットフォーム標準仕様を活用したシステム再構築について、

- ・すでに取り組んでいる自治体
(平成21年度までに運用開始) **166団体**
141団体
- ・行う予定の自治体 **43団体**
- ・行う方向で検討中の自治体 **94団体**

23年4月時点の結果については近日公表予定

◎地方税関連システムに係る地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品導入状況(H23.12月時点)



総務省「番号制度に係る地方税務システム検討会『地方団体の税務システム現況調査結果報告書』」より

自治体クラウドのイメージ

自治体クラウドとは

- ▶ 自治体がシステムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを外部のデータセンターにおいて保有・管理し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組み

自治体クラウド推進により・・・

- ▶ システムの共同化による割り勘効果、災害に強いシステムの構築等を実現

データセンターの特徴

- 耐震・免震構造
- 無停電電源、非常用電源
- 火災感知・報知システム
- 厳重な入退館管理 等

(現行) 庁内管理



(移行後) データセンターに置いたソフトを利用



クラウドサーバ



クラウドサーバ



自治体クラウド推進本部

自治体クラウド推進本部(H22.7)

- ▶ 関係部局が一体となって、自治体クラウドの総合的かつ迅速な推進を図るため、総務省に大臣を本部長とする「自治体クラウド推進本部」を設置。

本部長：総務大臣 副本部長：総務副大臣、総務大臣政務官、内閣総理大臣補佐官

本部員：事務次官、総務審議官、地域力創造審議官、官房長、行政管理局長、自治行政局長、自治財政局長、自治税務局長、情報通信国際戦略局長、総合通信基盤局長、政策統括官(情報通信担当)、消防庁次長

有識者懇談会(H22.9～)

- ▶ 自治体クラウド推進本部の下に有識者懇談会を設置し、以下の検討課題について具体的な施策を検討、推進。
 - 地方自治体業務用ネットワークに求められる要件等の検討
 - 地方自治体業務用ネットワークの高度化の推進のために必要な方策の検討、実施
 - 地方自治体業務用システムの共同利用を通じた業務の見直しや標準化の推進のために必要な方策の検討、実施
 - 自治体クラウドの円滑な展開を促進する観点から必要となる財政措置等の検討
 - その他、住民本位の電子自治体を確立するために必要な方策の検討、実施

構成員(五十音順)：

遠藤 健 司	長井市企画調整課長	須藤 修	東京大学大学院情報学環教授
尾家 祐 二	九州工業大学教授	辻 琢 也	一橋大学大学院法学研究科教授
大山 永 昭	東京工業大学教授	豊田 麻 子	広島市副市長
岡村 久 道	英知法律事務所所長	原田 智	京都府政策企画部業務推進課長
新免 國 夫	岡山中央情報公社常務理事	山 戸 康 弘	大分県商工労働部情報政策課長

自治体クラウド推進本部「有識者懇談会とりまとめ」(平成23年6月)

- 1 はじめに
- 2 クラウド導入を可能にした背景について
 - (1)世界最先端のブロードバンド環境
 - (2)クラウドコンピューティング技術の進展
 - (3)データセンターの充実
- 3 クラウド導入の効果について
 - (1)サービス向上効果例
 - (2)業務改革支援効果例
 - (3)情報セキュリティ等向上効果(システムの性能向上効果)例
 - (4)拡張性の確保
- 4 クラウド導入に係る諸課題について
 - (1)カスタマイズの制約
 - (2)相互運用性の確保
 - (3)情報セキュリティに係る技術的対策
 - (4)情報セキュリティに係る法的留意点
- 5 自治体クラウドに係るサービス提供の形態について
- 6 クラウドの全国的導入を加速するための取組について
 - (1)導入環境の整備
 - ①カスタマイズの制約と相互運用性に係る現状
 - ②相互運用性を具体的に確保する取組
 - ③情報セキュリティの確保・向上
 - ④クラウド導入効果に係る検討項目の整理
 - ⑤クラウド導入に向けた支援等
 - (2)クラウドの導入効果の把握と導入検討
- 7 クラウド導入により期待される最適化社会を支えるシステムの方向性について

クラウド導入が可能となった背景として、ブロードバンド環境の整備、クラウド技術の進展、データセンターの充実を指摘

大きな財源創出効果等があることを指摘

①複数自治体が共同してシステムを発注し、共同して運用を委託する形態、②ソフトウェアベンダー等の事業者が提供するクラウドサービスを個々の自治体を選択して導入する形態など様々

データ構造の標準モデルの構築等総務省の取組

各自治体のクラウド導入支援するため、共同化の計画策定、移行等に対する財政支援の必要性

各自治体において、現行の情報システム等の更新時期等を踏まえ、具体的な効果の検討と併せてクラウドサービス導入の是非、導入範囲等の検討を行っていくことを要請

目指すべき今後の姿について言及

自治体クラウドへの地域情報プラットフォームの活用

【地域情報プラットフォームに対応していない自治体クラウド】

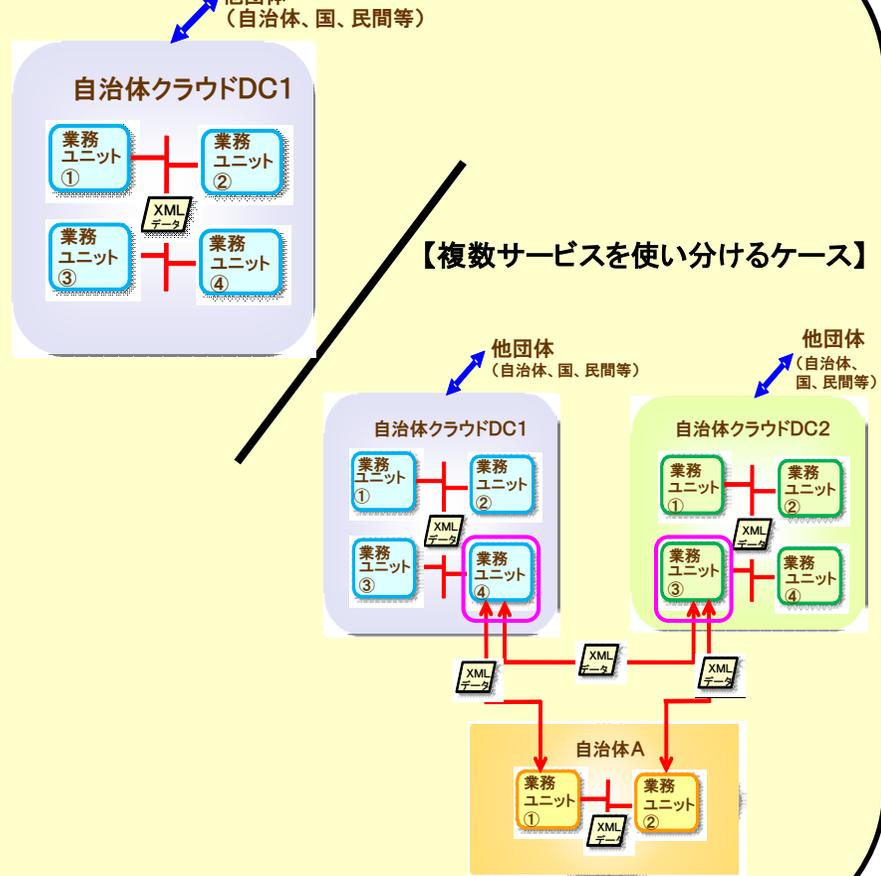
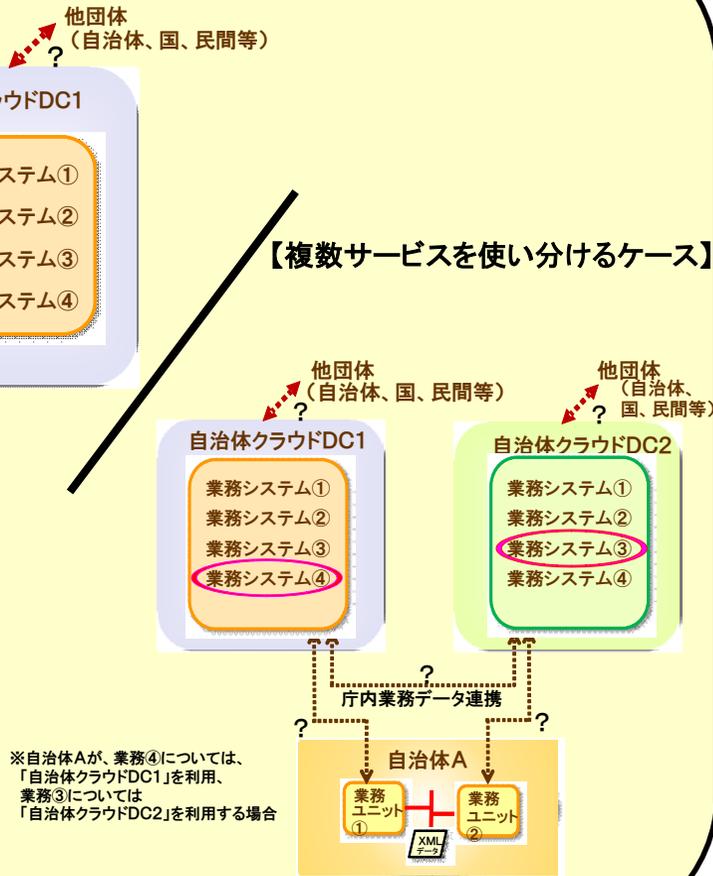
【地域情報プラットフォームに対応した自治体クラウド】

【統合パッケージ導入のケース】

【統合パッケージ導入のケース】

【複数サービスを使い分けるケース】

【複数サービスを使い分けるケース】



— : 地域情報プラットフォーム標準仕様(庁内の業務データ連携)

— : 地域情報プラットフォーム標準仕様(庁内の業務データ連携)
 \longleftrightarrow : 地域情報プラットフォーム標準仕様(団体間の業務サービス連携)

経費削減のみならず、業務・システムの効率化やシステム間連携を通じたワンストップサービスの実現など住民サービスの向上を実現！

(参考)平成23年度第3次補正予算 被災地における自治体クラウドの導入支援

概要

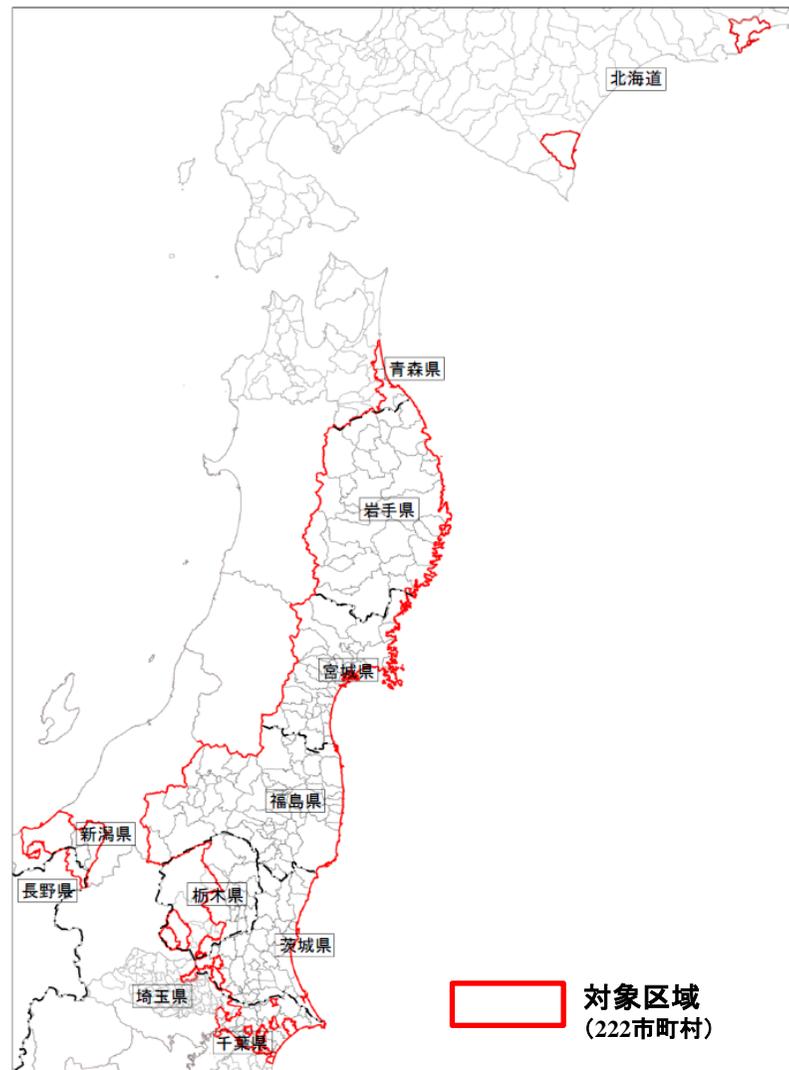
東日本大震災の被災市町村が、住民に関する事務の処理に係るハードウェア、ソフトウェア、データなどを外部のデータセンターにおいて保有・管理し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組みに要する経費に対して、補助金(所要経費の3分の1)を交付

※ 主な留意事項

(「情報通信技術利活用事業費補助金実施マニュアル」抜粋)

(4)自治体クラウド導入事業についての留意事項
本事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

④「地方公共団体におけるASP・SaaS 導入活用ガイドライン」(平成22年4月 総務省)の第3章にも記載のとおり、業務プロセスの見直しなどにより必要最小限のカスタマイズで導入すること、「ASP・SaaS の安全・信頼性に係る情報開示指針」(平成19年11月 総務省)等の指針や第三者からの証明を受けた公的資格(プライバシーマークやISMS)などにに基づき事業者の安全・信頼性に係る評価を行うこと、**地域情報プラットフォームに準拠したシステムの利用により既存システムとの連携を確保すること**等を検討すること。



「自治体クラウド推進本部有識者懇談会とりまとめ(H23.6)」(抜粋)

7 クラウド導入により期待される最適化社会を支えるシステムの方向性について

次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームがまとめた「次世代電子行政サービスの実現に向けたグランドデザイン」(平成20年6月4日)では、「国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービスの展開を念頭に置き、フロントオフィスとバックオフィス、及びバックオフィス相互間の連携や民間手続きとの連携等を図ることにより、様々な行政手続きを基本的にワンストップで簡便に行える」ことが、「次世代の電子行政サービス基盤」であると述べられている。

この次世代電子行政サービス基盤は、これまで地域情報プラットフォーム推進事業(総務省)等による連携の取組をさらに進め、高度なワンストップサービス実現の前提となる複数の自治体クラウド間のデータ連携を可能にするものである。さらに、様々な自治体クラウドが互いの自律性を維持しながら、例えばSOAに基づいて構築され、ESB(公共サービス情報連携基盤)を活用してデータ変換連携等が可能となることにより、政府、公共サービス部門、自治体の連携による更に高度なサービスの展開が期待される。さらに利用者視点でのサービス提供の観点から、個人番号、企業番号を含めてデータ連携ができれば、複数機関において同様な業務が存在する場合での標準化・共同利用化等による行政の大きな効率化が可能となつてこよう。

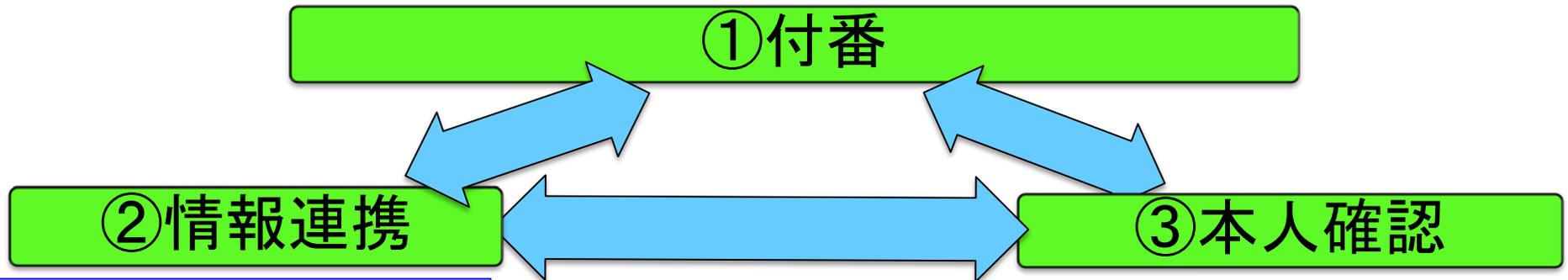
クラウドサービスを活用したデータ連携が実現すれば、各自治体においても、プル型情報提供機能(ホームページによる情報提供等)、カスタマイズ機能(情報やレイアウト等を自由に設定する機能)、インテリジェント検索機能(複雑な行政手続きや書類名などの情報でも容易に検索できる機能)、プッシュ型情報提供機能(各自治体等から希望する利用者に情報を発信する機能)、エージェント型情報提供機能(利用者に関係する情報を収集)の実装等への道筋も明確になってくる。電子自治体は新たなステージに突入し始めたと言える。

番号制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報**(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「**番号**」(マイナンバー)を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。



◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している**同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

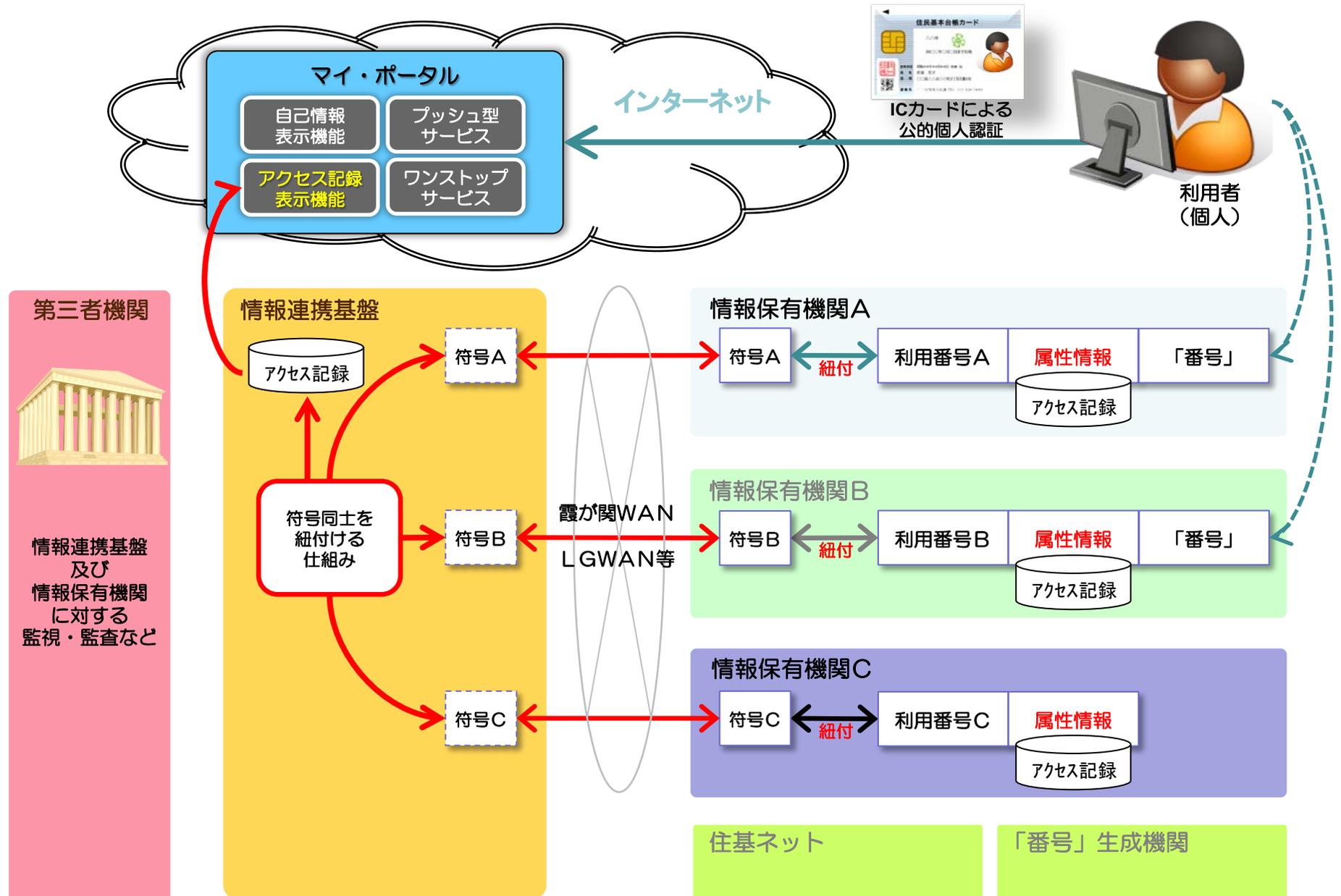
- 連携される個人情報種別やその利用事務を法令上明確化
- 情報連携に当たっては、情報連携基盤を利用することを義務付け
(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

◎個人が自分の「**番号**」の**真正性を証明**するための仕組み。

- 現行の住民基本台帳カードを改良し、ICカードの券面とICチップに「番号」と基本4情報及び顔写真を記載したICカードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

番号制度における符号連携のイメージ

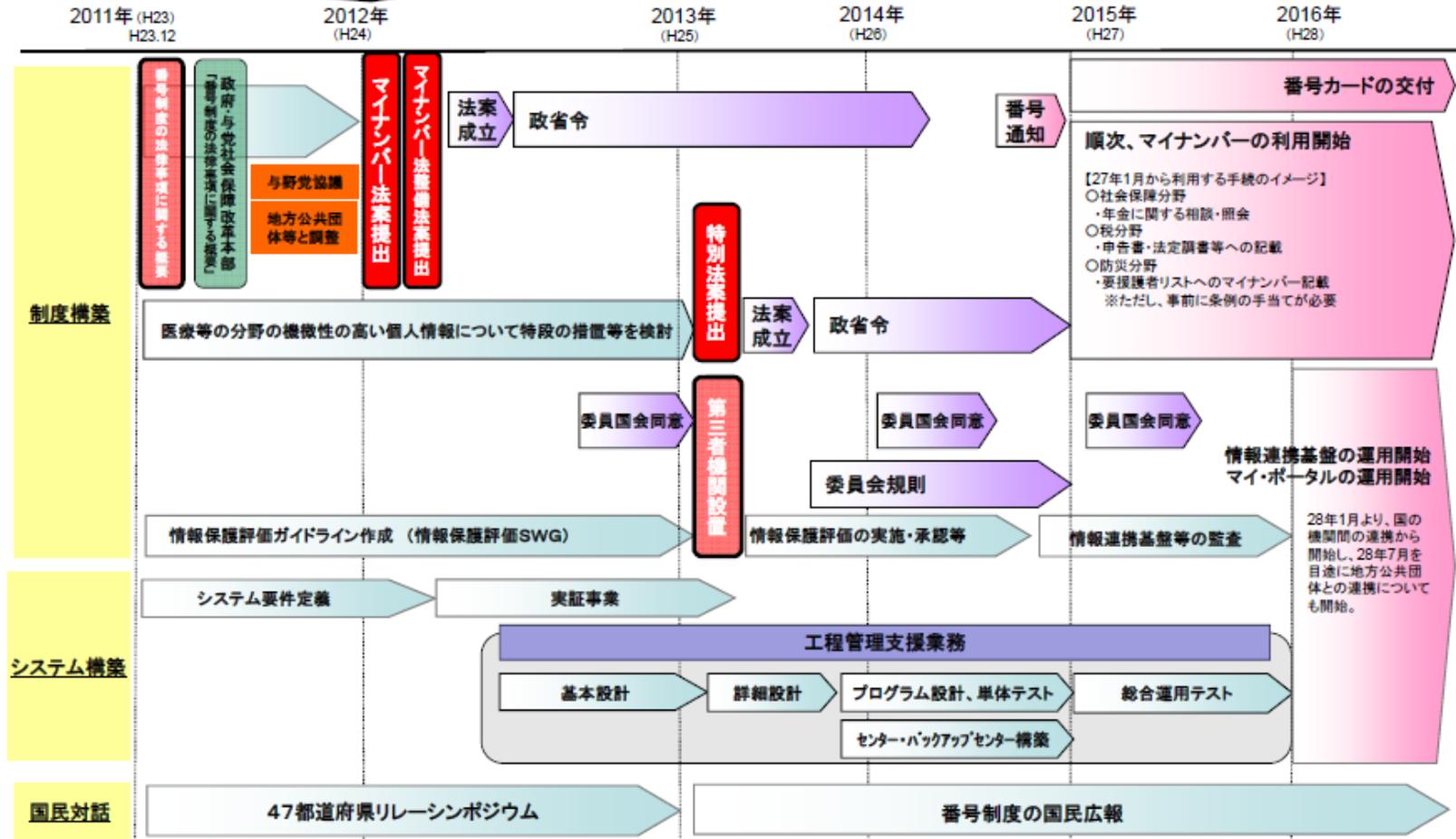


番号制度の導入に向けたロードマップ

☆『マイナンバー法案』を24年通常国会に提出

- 番号交付: **市町村長が個人にマイナンバーを通知、国税庁長官が法人等に法人番号を指定。**
- 利用範囲: 「**税+社会保障+防災の各分野**」から開始。
医療等の分野については、**まずは医療保険者における手続で利用。**
- 情報連携: **番号個人情報の提供は原則禁止。番号個人情報の授受は法律に規定したものに限り可能。**
- 個人情報保護: **三条委員会型の第三者機関を内閣府に設置、罰則の強化等により抑止力を向上。**

☆子の他各府省の関連法令の改正が必要。
関係法律の改正を『マイナンバー法整備法案』として国会に提出
・住民基本台帳法
・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
・商業登記法
・内閣府設置法
・総務省設置法
・財務省設置法 などが想定される。



番号制度で具体的に何ができるのか

よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に 上限を設定する「総合合算制度（仮称）」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の改善（自己負担の上限 に達した場合、立て替え払いすることなく以後の医療・介護サービスを受給可能）
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止
 - ・健康保険法に基づく給付金支給に当たっての他制度の給付状況の確認
 - ・生活保護法に基づく各種扶助支給に当たっての他制度給付状況の確認 など

所得把握の精度の向上等の実現

- 国税・地方税の賦課・徴収に関する事務番号を活用することにより、効率的な名寄せ・突合が可能となり、より正確な所得把握に資する

災害時の活用に関するもの

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

- 自宅のパソコン等から、自分の情報や利用する サービスに関する以下のような情報を閲覧可能
 - ・各種社会保険料（年金・医療保険、介護保険など）
 - ・サービスを受けた際に支払った費用（医療保険・介護保険等の費用、保育料等）
 - ・福祉サービスを受給している者に対する制度改正等のお知らせ
 - ・確定申告等を行う際に参考となる情報

事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

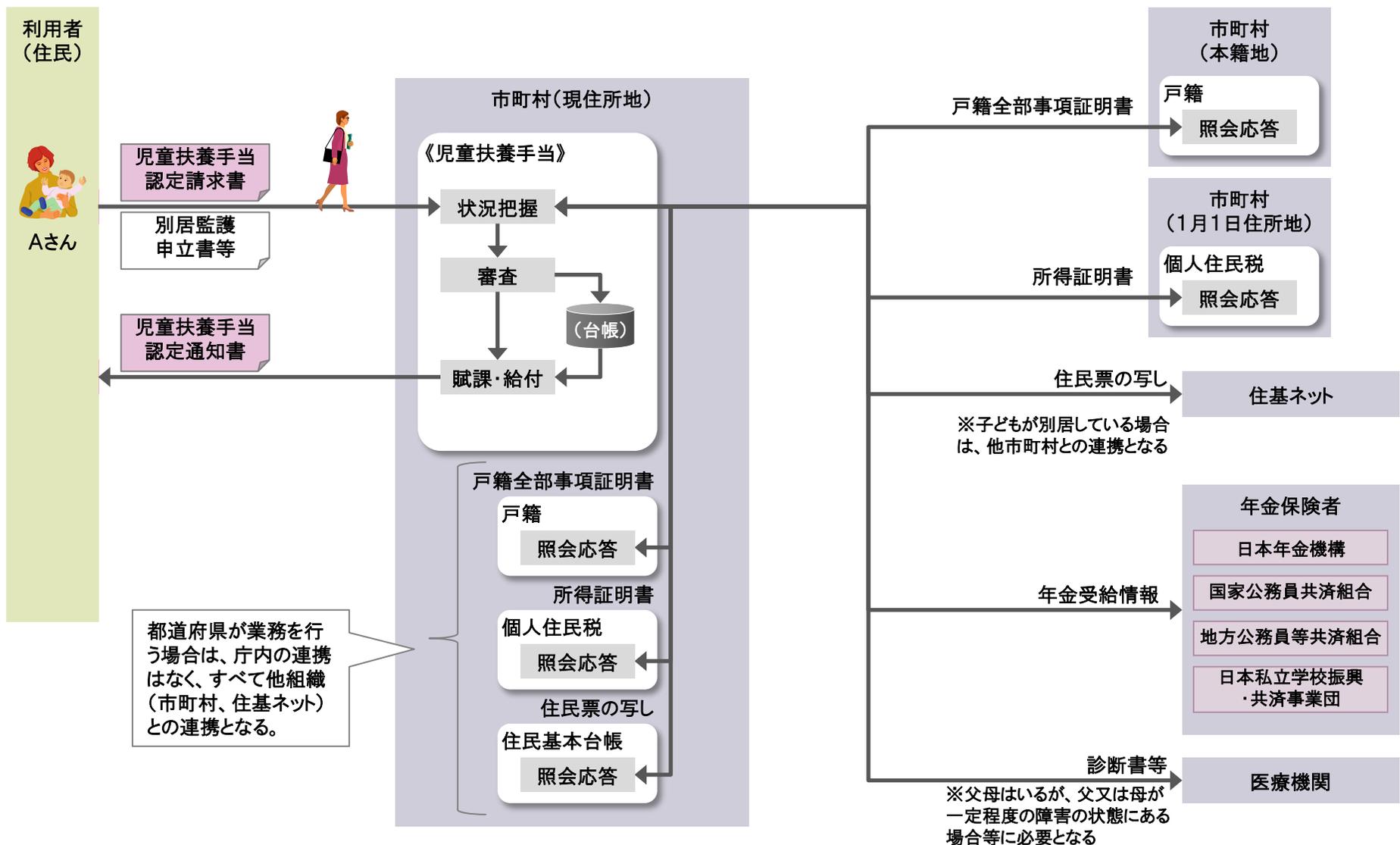
- 添付書類の削減（納税証明書、住民票など）
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出にかかる事業者負担の軽減

医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの

- 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できる
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握により、児童虐待等の 早期発見が可能になる
- 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる
- 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書の添付が不要
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

番号制度でできること(例) 児童扶養手当の認定申請における手続きの効率化

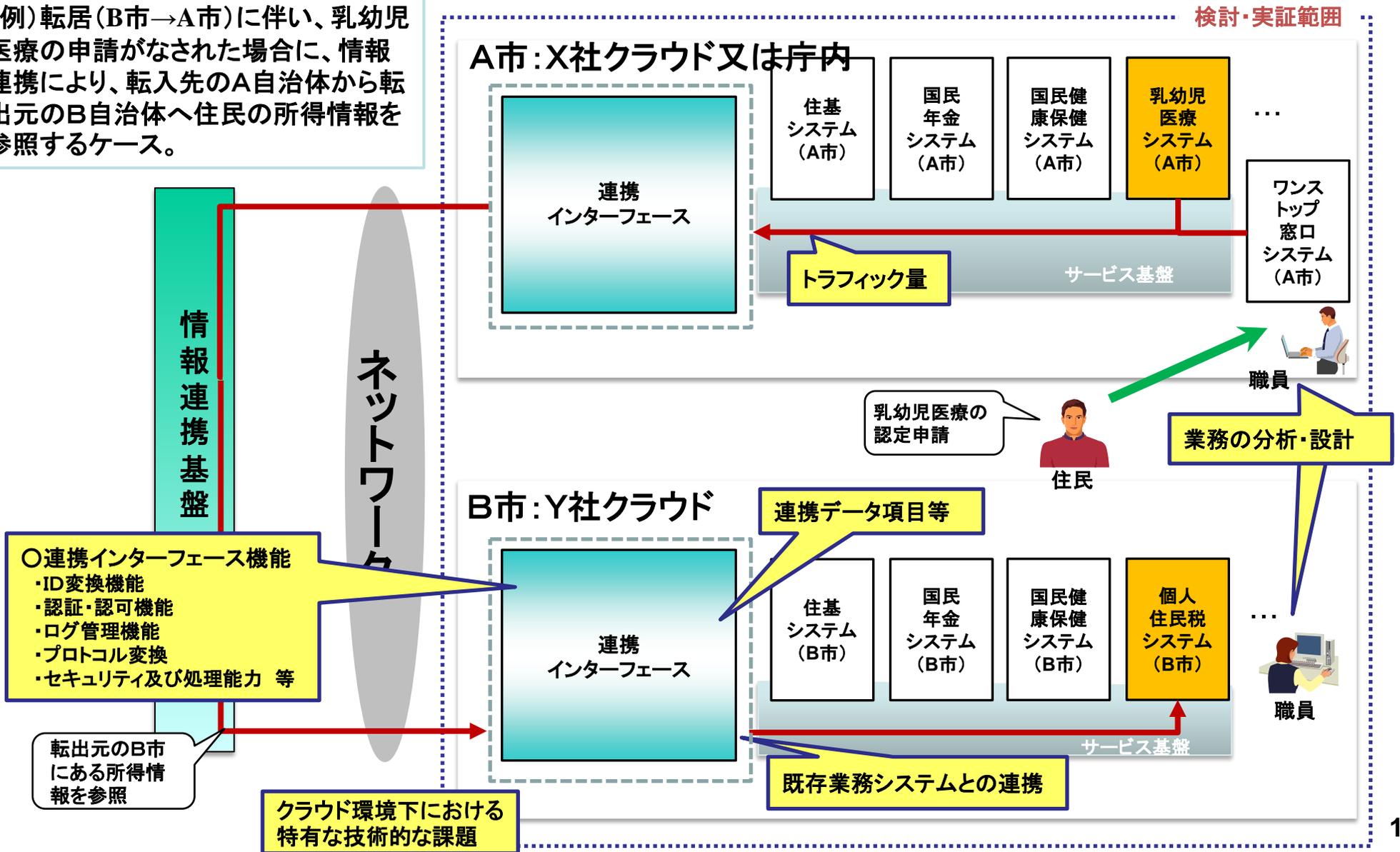
児童扶養手当の認定申請において、処理に必要な情報を他組織から直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。



平成23年度 自治体クラウド推進事業

「団体間の業務データ連携に係る検討・実証」のイメージ

(例) 転居(B市→A市)に伴い、乳幼児医療の申請がなされた場合に、情報連携により、転入先のA自治体から転出元のB自治体へ住民の所得情報を参照するケース。

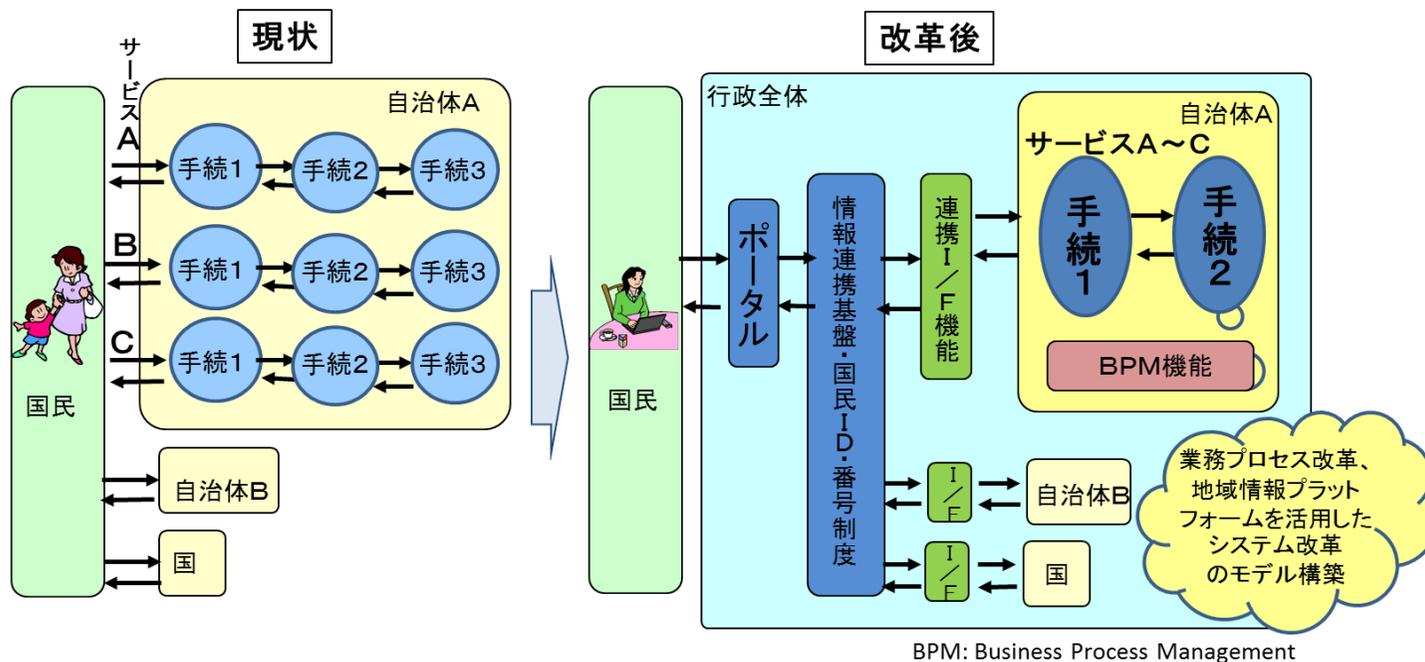


平成24年度 国民本位の電子行政実現のためのバックオフィス連携推進事業

1 施策の概要

- ① 番号制度のユースケースをはじめ国民本位の電子行政の実現に資するケースを対象に、地域情報プラットフォーム標準仕様や関連事業の成果を活用しつつ、自治体業務・システムの在り方について検討。
- ② バックオフィス連携の前提として欠かせない業務プロセスやシステムの改革のためのモデルを構築し、地方自治体の業務プロセス改革、バックオフィス連携を促進。

2 イメージ図



平成24年度 電子自治体の新たな取組に対応した人材育成支援事業

1 施策の概要

自治体クラウドやバックオフィス連携の推進のため、新たなスキル・ノウハウの効率的・効果的な習得を目的とした研修教材及びカリキュラムを開発。また、研修及び全国セミナーを開催。

2 イメージ図



電子自治体の新たな取り組みには、クラウド導入やバックオフィス連携を行うためのノウハウやスキルの習得が急務だ！

自治体クラウド

(仮想化技術など新たな技術、クラウド時代のシステム全体像の設計、他団体との調整、調達手順、サービスレベル、セキュリティの確保・・)

バックオフィス連携による業務プロセス改革

(情報連携基盤を介したID連携など新たな技術、他機関との調整、業務プロセス・システムの抜本的な見直し、セキュリティの確保・・)

本調査事業

・研修教材、カリキュラムを開発し、研修を実施。

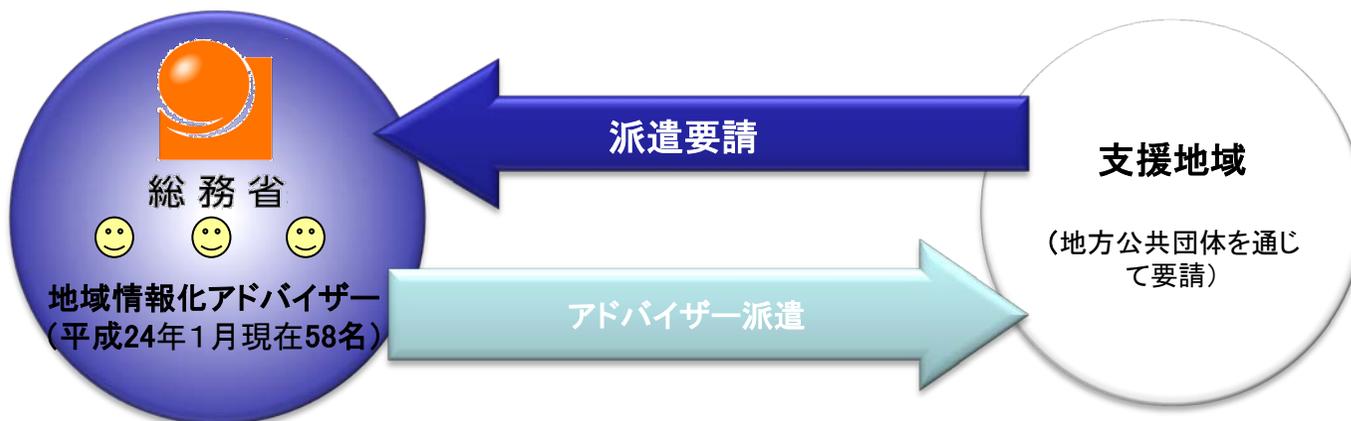
・電子自治体の新たな取組に対応するため、全国セミナーを開催

■地域情報化アドバイザー派遣制度

地域の要請に基づき、総務省からの委嘱を受けた「地域情報化アドバイザー」を派遣し、当該地域の情報化を「基盤」「利活用」「人材」の3つの側面から助言するもので、平成20年1月から実施。

■地域情報化アドバイザーの構成

大学での研究活動や地域における企業活動、NPO活動等を通じて、地域情報化に知見・ノウハウを持つ有識者により構成される。公表されている各アドバイザーの専門分野や取組実績に基づく依頼者からの指名や、要請内容に応じた事務局による選出により、各地域の課題に適合するアドバイザーを派遣する。



平成20年1月からこれまでに、延べ232回の派遣を実施

※アドバイザーや派遣要請者との調整などの派遣事務は、外部請負者が実施

全国において地域間格差の是正を目的としたICT基盤の整備が進められてきたが、その基盤を使い提供されるICTを利活用したサービスには、依然として地域間格差が存在する。既存のICT基盤や今後導入する新たなICT基盤を有効活用して地域の様々な課題を解決するためには、実務的・技術的ノウハウ等が必要。

1 施策の概要

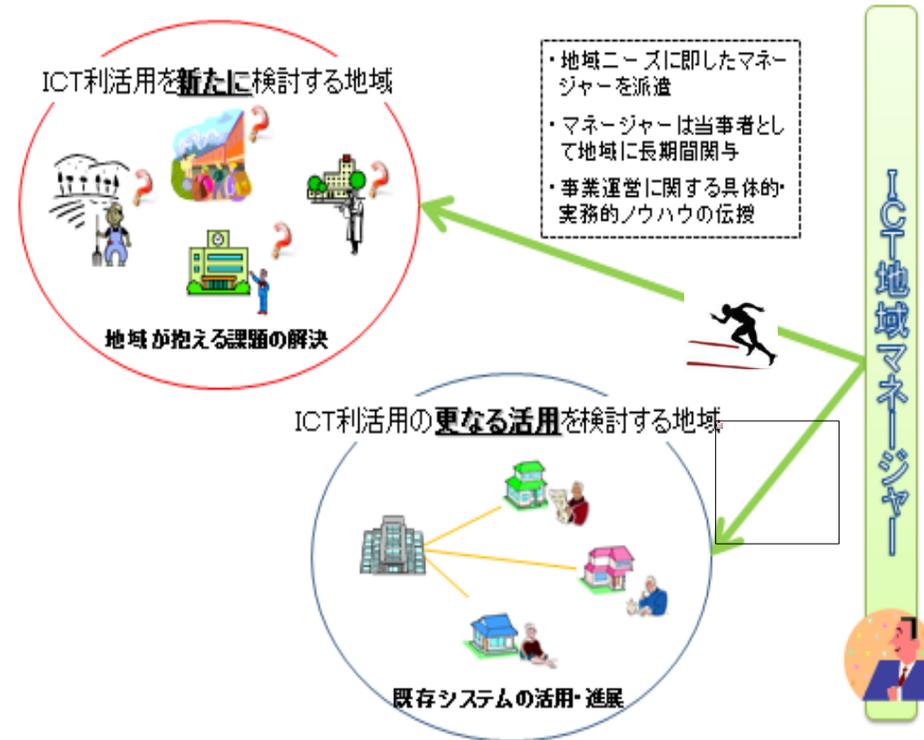
ICT基盤・システムを利活用して効率的・効果的な事業の運営を検討する地域に対し、実務的・技術的ノウハウ等を有するICT人材を一定期間にわたり派遣。

2 施策の効果

- ・地域で不足するICT人材の参画により、地域課題の解決に資するICTを利活用した事業が開始・進展。
- ・地域人材と外部人材の連携により、地域内でのICT人材の育成・活用がすすむ。
- ・各分野での効率的なICT利活用が進み、ICT基盤やシステムに関する既存投資を活かすことができる。

3 国が実施する必要性

- ・地域におけるICT人材の不足は全国的に共通の課題であり、国の主導により全国的に支援することが効果的。
- ・各地域での取組事例や経験を共有することで、よりきめ細やかな対応が可能となり、全国的な底上げにつながる。



「公共情報コモンズ」とは、ICTを活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの。
(財)マルチメディア振興センターが運営)

